

「半額サポート」提供条件書

(2019年9月12日をもって、「半額サポート」の受付を終了いたしました。)

半額サポート（以下「本プログラム」といいます。）は、対象機種を48回の割賦契約により購入し、24か月間以上ご利用頂いたお客さまが25か月目[※]以降に特典利用条件を満たした上で機種変更又は買い替えた場合に、最大24か月分の旧機種分割支払金相当額で旧機種を下取りし、割賦残債務と旧機種の売買代金債権を相殺するプログラムです。

※本プログラムを申し込んだ当該請求月を1か月目とします（以下同じ。請求月に関しては後述）。

■ 特典内容

25か月目以降の機種変更又は買い替えで特典利用条件を満たした場合、旧機種を最大24か月分（特典利用条件を満たした時点の翌請求月以降分）の旧機種分割支払金相当額で下取りし、割賦残債務と旧機種の売買代金債権を相殺するプログラムです。

■ 適用タイミング

最短25か月目より機種変更又は買い替え可能。（割賦残債務との相殺は26か月目より）

■ 加入条件

対象者	対象機種を新スーパーボーナス（48回割賦）にてご購入のお客さま ※基本使用料（2年契約なし）にご加入のお客さまは、48回割賦の支払方法を選択することはできません。
対象機種 （加入時の機種）	iPhone 8 以降の iPhone Android（対象機種は当社ホームページ等でご確認ください）
指定機種 （次回の機種変更又は買い替えの対象となる機種）	対象機種と同機種 （最新の対象機種は当社ホームページ等でご確認ください） ※SoftBank Certified で取り扱う機種は、対象外です。
対象料金プラン	以下①②いずれかの対象料金プランに加入すること ① 各種「データ定額サービス」 ※家族データシェア子回線は対象外 ② 「パケットし放題フラット for 4G/4G LTE」

■ 特典利用条件

1. 特典利用条件①（特典利用条件②に該当するお客さま以外）

(1) 対象機種の購入から25か月目[※]以降に本プログラムの指定機種又は「機種変更先取りプログラム」の指定機種に機種変更して頂くこと。なお、法人のお客さまの場合、機種変更するときに、当社に法人番号をご申告頂くことが必要です。

※一部のお客さまは、例外的に24か月目に、本特典が利用可能となります。また、在庫状況又は配送状況により、1台目機種がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、特典受付開始日が数カ月間遅れる可能性があります。お客さまの特典受付開始日は、本プログラムに加入した回線の電話番号宛にSMS（ショートメッセージサービス）にて事前にご案内を差し上げます。また、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でお客さまの特典受付開始日をご確認頂くことができます。

「半額サポート」提供条件書
更新日：2023年11月15日
ソフトバンク株式会社

(2) 機種変更の際、本プログラムの加入時に購入した機種を、機種変更の翌月末までに当社が回収し、査定完了すること

※あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パックプラス又はあんしん保証パックの特典を利用して、本プログラムの加入時に購入した機種を交換した場合は、交換後の機種を回収し、査定します。この場合、交換後は、交換前の機種で特典を利用することはできなくなります。なお、交換後の機種については、本プログラムの加入時に購入した機種に関する本提供条件書の内容をその端末に読み替えて、本提供条件書の規定を適用するものとします。

※当社指定の査定基準を満たしていない場合に、お客さまが本特典の利用を希望するときは、20,000 円（不課税）（あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パックプラス又はあんしん保証パックにご加入の方は 2,000 円（不課税））を一括でお支払頂く必要があります。

※お客さまの割賦残債務が完済済みである場合又は**回収機種が査定基準を満たしていない時にお客さまの割賦残債務が 20,000 円（あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パックプラス又はあんしん保証パックにご加入の方は 2,000 円）以下の場合、本特典を利用できません。**

(3) 回収機種がネットワーク利用制限の対象になっていないこと

2. 特典利用条件②（2022年3月16日以降に回線を解約したお客さま）

(1) 対象機種の購入から25か月目[※]以降に、当社指定の方法により、ソフトバンク取扱店（オンラインショップは対象外）で特典利用の申込み又は送付キットの送付依頼をした上で、本プログラムの指定機種又は「機種変更先取りプログラム」の指定機種に買い替えて頂くこと

※一部のお客さまは、例外的に24か月目に、本特典が利用可能となります。また、在庫状況又は配送状況により、1台目機種がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、特典受付開始日が数カ月間遅れる可能性があります。

(2) 前項のお申込み又は送付依頼時に、対象機種のIMEI又は機種契約番号を当社に申告すること。なお、法人のお客さまの場合、法人番号のご申告も必要です。

(3) 本プログラムの加入時に購入した機種を、機種の買い替え日の翌月末までに当社が回収し、査定完了すること

※あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パックプラス又はあんしん保証パックの特典を利用して、本プログラムの加入時に購入した機種を交換した場合は、交換後の機種を回収し、査定します。この場合、交換後は、交換前の機種で特典を利用することはできなくなります。なお、交換後の機種については、本プログラムの加入時に購入した機種に関する本提供条件書の内容をその端末に読み替えて、本提供条件書の規定を適用するものとします。

※当社指定の査定基準を満たしていない場合に、お客さまが本特典の利用を希望するときは、20,000 円（不課税）を一括でお支払頂く必要があります。

※お客さまの割賦残債務が完済済みである場合又は**回収機種が査定基準を満たしていない時にお客さまの割賦残債務が 20,000 円以下の場合、本特典を利用できません。**

(4) 回収機種がネットワーク利用制限の対象になっていないこと

■ 併用不可サービス

- ・ スマホデビュー割

「半額サポート」提供条件書
更新日：2023年11月15日
ソフトバンク株式会社

- ・ 機種変更先取りプログラム
- ・ ワンキュッパ割

※次回機種変更時に本特典を利用の場合は、下取りプログラム（機種変更）のお申し込みはできません。

■ 解除条件

- ・ **2022年3月15日以前**に回線を解約その他の理由により終了した場合
- ・ 回線を譲渡（家族割引加入中の家族間での名義変更除く）した場合
- ・ 機種変更をした場合、対象外となる料金プランへ変更した場合又は対象の料金プランを解除した場合
- ・ 「家族データシェア」又は「法人データシェア」の子回線に変更した場合
- ・ 「電話番号・メールアドレスお預かりサービス」へお申込みした場合
- ・ 対象機種の割賦残債務を一括支払いした場合
- ・ 本プログラムを解除した場合

■ 1年買い替えオプション

- ・ 1年買い替えオプションは、本プログラムに加入したお客さまが13か月目[※]から24か月目までの期間中に、後掲の条件を満たした上で機種変更した場合、26か月目以降の24回分の旧機種分割支払金相当額で旧機種を下取りし、お客さまの26か月目以降の分割支払金債務と旧機種の売買代金債権を相殺するものです。この場合、お客さまは、旧機種に関する25か月目までの分割支払金については、引き続き支払う必要があります。

※一部のお客さまは、例外的に12か月目に、1年買い替えオプションが行使可能となります。また、在庫状況又は配送状況により、1台目機種がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、1年買い替えオプション行使開始日が数カ月間遅れる可能性があります。お客さまの1年買い替えオプション行使開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。

- ・ 1年買い替えオプションを行使するためには、次の条件を全て満たす必要があります。
 - ① 本プログラムに加入したお客さまが、13か月目から24か月目までの期間中に、本プログラムの指定機種又は「機種変更先取りプログラム」の指定機種に機種変更して頂くこと
 - ② 本プログラムの上記特典利用条件①（2）及び（3）の条件
- ・ 1年買い替えオプションを行使した場合においても、本プログラムの加入時に購入した対象機種の25か月目までの分割支払金債務については、旧機種の売買代金債権と相殺されるのではなく消滅しないため、お客さまは、割賦契約条件に従い引き続きお支払い頂く必要がありますので、ご注意ください。

■ その他注意事項

- ・ 本プログラムでは、ご加入時に購入頂いた旧機種を次回機種変更又は買い替えの際に当社に提供頂く必要があります。なお、本プログラムへのお申し込みをもって、旧機種を提供することに同意いただいたものとさせていただきます。

（特典利用時における対象機種回収）

- ・ 対象機種の回収は「店頭でお申し込み」と「郵送でお申し込み」のいずれかをお選び頂けます。
- ・ 機種回収の際は、古物営業法に基づく本人確認を実施します。

「半額サポート」提供条件書
更新日：2023年11月15日
ソフトバンク株式会社

- ・ お申し込み後は、対象機種への返還請求およびお申し込みのキャンセルはできません。
- ・ 回収完了後は対象機種内のデータ復元などはできなくなりますので、回収前にデータのバックアップ・初期化を必ず実施頂くようお願いいたします（万が一機種内にデータが残っていた場合は、当社にてすべて消去いたします）。
なお、実施しないこと等によってデータの消失又は漏洩等が生じてお客さまが損害を被ったとしても当社は責任を負いません。
- ・ 回収前に対象機種でご利用されていたアプリケーションやサービスなどは、お客さまご自身にて解約・引き継ぎなどの必要なお手続きを実施するようお願いいたします。なお、実施しないこと等によってお客さまが何らかの損害を被ったとしても当社は責任を負いません。
- ・ 指定機種購入 1 台につき、回収する対象機種は 1 台となります。
- ・ 機種変更又は買い替えのお手続きがキャンセルされた場合、回収対象機種は返却されません。
- ・ 回収機種の査定完了後、当社は、適格請求書発行事業者として登録されている法人のお客さまに対して、仕入明細書を送付する場合があります。この場合、お客さまは、法令が定める期間、同書面を保存する必要があります。なお、同書面の発送後 2 週間以内に、当社指定の方法によりお客さまが異議を申し出ないときは、その記載内容に同意したものとみなします。

〈郵送でお申し込みの場合〉

- ・ 回収お申し込み後、契約者住所宛に送付キットを送付いたします。このとき、古物営業法に基づく本人確認を実施済みではない場合は、受取人確認配達サービスにて本人確認を実施させていただきます。
- ・ 回収対象機種と申込書兼同意書（又は端末回収に関する添え状）を一緒に回収品送付窓口へ送付ください。
※ 法人契約の場合、回収対象機種の送付時に、「登記事項証明書（登記簿謄本、現在事項証明書など）」の原本と「委任状」1 通をそれぞれ同封頂く必要があります。
- ・ 申込書兼同意書（又は端末回収に関する添え状）記載内容と送付端末が異なる場合は、特典利用申し込みはキャンセルとなりますが、回収機種は返却されません。
- ・ 回収対象機種以外の物品（以下「混入物」といいます。）が当社に送付された場合、当社は、混入物の所有権は放棄されたものとみなし、当社の判断により混入物を廃棄等の処分、行政機関へ届出又は何らかの措置を講ずるものとし、お客さまは異議を述べないものとします。
- ・ 前項にかかわらず、当社は、当社の判断によりお客さまに対して混入物に関して連絡する場合又は混入物を返送する場合があります。この場合であっても、お客さまと連絡が取れないとき又は混入物をお受け取りいただけないときは、当社の判断により混入物を廃棄等の処分、行政機関へ届出又は何らかの措置を講ずるものとし、お客さまは異議を述べないものとします。
- ・ 法人契約の場合、委任状に記載のご担当者さま自宅住所へ本人限定受取郵便を送付します。ソフトバンクにて、本人限定受取郵便の受け取りが確認できない場合は、特典を利用できません。

（下取り価格および故障時の取り扱い）

- ・ 回収機種の下取り価格は、当社が定める査定基準を満たす場合、特典利用条件を満たした時点の翌請求月以降分の割賦残債務相当額とします。
- ・ 当社が定める回収機種の査定基準は次の通りです。次のいずれか 1 つにでも該当する場合は、査定基準を満たしません。

【2018 年 6 月 28 日までにご加入のお客さま】

- ① 電源が入らない（スリープ（電源）ボタンが正常に機能しない）
- ② 各種ロック解除/初期化が実施されていない

「半額サポート」提供条件書
更新日：2023 年 11 月 15 日
ソフトバンク株式会社

- ③ 製造番号（IMEI 等）が確認できない
- ④ 改造などメーカー保証外となる場合

【2018年6月29日以降にご加入のお客さま】

・当社の下取りプログラム（キャンペーン名称変更後のキャンペーンおよびキャンペーン終了後の後継キャンペーンを含みます。以下同じ）と同一の破損時判定基準[※]とします。

※回収機種の査定時点における最新の下取りプログラムの破損時判定基準（当社指定の下取り適用条件および下取り特典の減額判定基準を含みます。）に従います。下取りプログラムの破損時判定基準が将来的に変更となり、本プログラムのお申込み時点の基準と異なる場合、変更後の査定時点における下取りプログラムの基準が適用されますので予めご了承ください。

- ・回収機種が査定基準を満たさない場合、下取り価格は、特典利用条件を満たした時点の翌請求月以降分の割賦残債務から20,000円[※]（不課税）を減額した金額となります。回収機種が査定基準を満たさない場合においても本特典を利用することを希望するお客さまは20,000円[※]（不課税）を一括で当社が定める支払条件に従いお支払い頂く必要があります。

※あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パック又はあんしん保証パックプラスにご加入の方は2,000円

※回収機種の著しい損傷等の理由により、特典利用の申し込み時にお客さまが申告する内容と回収機種が合致していることについて、当社が確認できない場合、本特典を利用することはできません。

- ・送付キットの配送遅延その他理由により、査定完了まで長期間を要した場合、割賦残債務と相殺する時期が遅れる場合があります。この場合、遅延期間にお支払い頂いた割賦残債務は返金しません。また、割賦残債務を相殺する処理を行った後に査定基準を満たさないことが判明した場合は、本来の割賦残債務を事後的に当社が別に定める支払条件に基づきお支払い頂く場合があります。

（請求月）

本提供条件書において、請求月とは、お客様の通信利用料金のお支払いの請求締日により異なり、次の3とおりの期間を意味するものとします。

請求締日	請求月	本プログラムの起算点 (例：加入日2017年9月22日の場合)
末日	毎月1日～末日	2017年9月22日～2017年9月30日を1か月目とする
10日	毎月11日～翌10日	2017年9月22日～2017年10月10日を1か月目とする
20日	毎月21日～翌20日	2017年9月22日～2017年10月20日を1か月目とする

- ※ お客さまの請求締日が変わった場合に、その変更が生じた請求月に機種変更又は買い替えたときは、下取り価格が特典利用条件を満たした時点の翌々請求月以降分の旧機種の分割支払金相当額となることがあります。

（禁止行為）

- ・ お客さまは、本プログラムの利用にあたって、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。
 - ① 法令、行政機関のガイドライン又は公序良俗に違反する行為

「半額サポート」提供条件書
更新日：2023年11月15日
ソフトバンク株式会社

- ② 当社又は第三者の営業妨害若しくは名誉棄損する行為、その他不利益を与える行為
- ③ 当社又は第三者の財産権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
- ④ 当社の書面による事前の承諾なく、本提供条件書に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保権の設定その他処分をする行為
- ⑤ その他、当社が不適切と判断する行為

(その他)

- ・ 指定機種へ機種変更した場合、本プログラムの加入時に購入した対象機種に適用されていた月月割は、機種変更の前月をもって適用を終了しますのでご注意ください。なお、機種変更月に限って、月月割対象の金額相当額を月月割の割引対象である通話料又は通信料等の料金を上限として、当該料金から割引させていただきます。
- ・ 当社はシステムの保守点検、不可抗力若しくは本プログラムの運営状況その他の予期できない事情がある場合又は当社が必要であると判断する場合は、何ら通知を行うことなく、本プログラムの全部又は一部の提供を停止若しくは中止することができますものとしします。
- ・ 当社は、本プログラムの完全性、安全性、有用性、正確性又は特定目的適合性等について、何ら保証するものではありません。
- ・ 本プログラムに関連して発生したお客様の損害について、当社の過失（重過失を除きます。）により当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、損害を被った月の1か月分の分割支払金を上限とし、直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切の損害（付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害および拡大損害を含みます。）については、その予見可能性の有無を問わず賠償の責任を負わないものとしします。
- ・ 当社は、お客様が本規約に違反した場合は、何ら催告等することなく解除することができるものとしします。
- ・ 本プログラムが廃止された場合、お客様は本特典を利用することはできません。この場合、お客様の割賦契約条件に従い、完済されるまで毎月分割支払金をお支払頂く必要があります。
- ・ 当社が割賦債権を第三者に譲渡等していた場合には、当社が当該譲受人に対して割賦残債務に相当する補償債務を履行しない限り、お客様は本プログラムの特典を利用することができず、割賦残債務は相殺されません。
- ・ 本プログラムは、予告なく廃止又は内容が変更となる場合があります。これによりお客様に何らかの損害が生じた場合でも当社および割賦債権者は責任を負いません。
- ・ 当社は、お客さまのパーソナルデータ（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、製造番号（IMEI）、機種契約番号等を含みますが、これらに限られません。）を当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
- ・ 当社は、本プログラムの提供に関して取得したパーソナルデータについて、下表のとおり、第三者に提供する場合があります。

提供先：回収機種の譲渡先事業者

提供国：[こちら](#)に記載する国が含まれます。

提供データ：回収機種の製造番号（IMEI）

主な利用目的：当社が回収機種を譲渡するため

- ・ 当社は、次の各号の目的のため、お客さまに代わって Apple Japan 合同会社及び Apple Inc. に対し製造番号（IMEI）を通知し、これらより結果を受領することがあります。なお、受領した結果に係るデータについては、当社プライバシーポリシーに定めるところにより取り扱います。

「半額サポート」提供条件書

更新日：2023年11月15日

ソフトバンク株式会社

- (1) 回収機種のアクティベーションロックの設定状態を確認するため
- (2) 回収機種の修理履歴を確認するため
- (3) その他本プログラムの提供に必要な業務を実施するため

【提供条件書記載事項の変更について】

- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・ 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号およびその他文字等によるメッセージをいいます）を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。

提供条件書記載事項以外の部分については、3G通信サービス契約約款および4G通信サービス契約約款の規定を適用します。

【更新履歴】

2017年9月15日 初版作成

同年9月15日 改定

同年9月22日 改定

同年10月12日 改定

同年11月10日 改定

2018年2月28日 改定

同年5月8日 改定

同年6月29日 改定

同年7月25日 改定

同年8月10日 改定

同年9月6日 改定

同年11月29日 改定

2019年2月25日 改定

同年9月12日 改定

同年12月9日 改定

2020年11月10日 改定

2021年5月12日 改定

2022年1月19日 改定

同年4月1日 改定

同年4月8日 改定

同年8月17日 改定

同年10月13日 改定

2023年6月14日 改定

同年7月7日 改定

同年11月15日 改定

「半額サポート」提供条件書
更新日：2023年11月15日
ソフトバンク株式会社